

**令和2年度災害等廃棄物処理事業費補助金に係る模擬的な
災害報告書検討等業務**

模擬的な災害報告書

令和3年3月

中国四国地方環境事務所

【本書の構成】

- ・市区町村の担当者向け災害報告書作成ガイド
- ・模擬的な災害報告書
- ・模擬的な災害報告書【解説編】

市区町村の担当者向け 災害報告書作成ガイド

— 導入編です、最初にご覧ください —

- 災害等廃棄物処理事業費を国に申請するため、災害報告書の作成に初めて取り組まれる市区町村の担当者向けに作成した「ガイド」です。
- このガイドを最初に見ていただき、災害報告書の最終的な出来上がりと作業の進め方をイメージしていただいた後、「模擬的な災害報告書」をご覧ください。

目次

ガイドの使い方	1
1. ガイドの目的	1
2. ガイドの使い方	1
3. 基本用語の解説	2
第1章 災害等廃棄物処理事業とは	5
1. 災害報告書の作成と災害等廃棄物処理事業の流れ	5
2. 災害廃棄物処理作業のイメージ	6
3. 災害廃棄物処理事業の概要	8
4. 災害等廃棄物処理事業の補助対象	9
5. 契約の種類別の提出書類の例	14
6. 環境省の災害査定と財務省による立会	15
第2章 作業を進めましょう	16
1. 災害報告書の綴り方	16
2. 災害報告書に添付する資料の概要	18
3. 災害報告書を作る際の留意事項	20
4. 災害廃棄物関連の情報サイト	24

ガイドの使い方

1. ガイドの目的

- ・災害発生時において、まず優先されるのは人命救助と二次災害の防止ですが、次のステップとして復興の基礎となるのが災害廃棄物の撤去と処理です。市区町村が処理した災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、その処理にかかった費用は環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象になります。
- ・ただし、大規模な災害であれば、処理が難しい廃棄物が大量に発生し、市区町村単独で対応するのは困難です。国や都道府県と連携し、さらに、廃棄物処理の専門家や災害派遣された自衛隊の救援やボランティア、N P O等の支援なども受けながら、進めていきましょう。
- ・また、財政的な負担を減らすためには、国からの支援をうまく活用していくことが重要になります。環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」により、市区町村の災害廃棄物の処理にかかった費用の半分が補助され、補助うらについては特別交付税等により助成されます。
- ・地域の再建には、少しでも早い災害廃棄物の撤去と処理が必要です。このガイドは、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」の申請に必要な災害等報告書をできるだけ早く効率的に作成するための手引として作りました。このガイドでは災害等廃棄物処理事業費補助金についてのみ記載するので、「災害報告書」と記述します。

2. ガイドの使い方

- ・発災してからの対応では、後手に回ります。平時より、このガイドや模擬的な災害報告書に目を通しておいてください。このガイドでは、まずは報告書全体の構成と作業の流れをイメージしていただくとともに、報告書を作成する際のポイントを紹介しますので、次に「模擬的な災害報告書」にも目を通してください。
- ・実際に災害が起きたとき、様々な対応に追われる状況にあっても、再建の障害となる災害廃棄物は速やかに処理しなくてはなりません。そのため、処理に向けたプランを立て、必要な財源の確保に向けて、災害報告書作成に取りかかってください。
- ・災害報告書で必要となる資料を廃棄物担当部局だけで揃えようと思うと大変です。被災時の気象データや現場の写真などは、庁内の関係部局が必ず作成しています。
- ・また、建築・土木系の作業については、知見、経験がある土木、建築部局などの部署に協力を仰ぎましょう。関係部局の協力を得て、できるだけ既存の資料を活用するなど、工夫しながら災害報告書作成作業を進めてください。
- ・このガイドを御覧になり、災害報告書のおおよそのイメージがつかめたとしても、実際に取りかかると、わからない部分が多く出てくると思いますので、次に「模擬的な災害報告書」を御覧ください。実際に被災した自治体が作った災害報告書を調査し、サンプルとして使えるように取りまとめたもので、災害報告書の出来上がりをより具体的にイメージできると思います。

3. 基本用語の解説

1. 混合物

可燃物、不燃物、木質廃材、コンクリート塊、金属類、土砂、津波堆積物等、様々な種類の災害廃棄物が混合した状態にあるもの。

2. 土砂系混合物（土砂混じりがれき）

混合物のうち、土砂崩れの土砂、津波及び洪水等により堆積した土砂・砂泥等を主体とするもので、被災状況に応じて、家屋、生活用品、処理困難物、化学物質及び有害物等が混入することにより様々な組成や性状を示す。

3. 分別

災害廃棄物となり得るものを、仮置場に搬入される前に発生源等において種類ごとに分けること。

4. 選別

混合物を機械・人力などを用いて、木くず、可燃物、コンクリートがら、金属くず、不燃物等に分けること（選別）、或いはそのための種々の選別・破碎装置を組み合わせたシステム（選別処理）。選別の各手法には、ふるいを用いて大きさで分けるふるい選別、比重に応じて分ける比重差選別、人力による手選別などがある。

5. 仮置場

災害廃棄物の一時的に集積する場所や選別・破碎等の中間処理を行う場所のこと。仮置場の機能によって、集積場、一次仮置場及び二次仮置場と分ける場合がある。

（一次仮置場）

被災現場での道路啓開、散乱廃棄物の撤去、損壊家屋の解体及び住居の片付け等で発生した災害廃棄物を一時的に保管する場所のこと。東日本大震災では、この場所で、角材や柱材、コンクリート塊、鋼材等の比較的大きなサイズの廃棄物や家電類、処理困難物、危険物・有害物及び思い出の品等の選別を行った事例（処理区）もある。

（二次仮置場）

処理施設（移動式又は固定式）を設置して災害廃棄物の中間処理（高度な破碎、選別、焼却等）を行うほか、被災現場や一次仮置場から運搬された廃棄物や、選別後の廃棄物を一時的に保管する機能を併せ持つ場所のこと。

6. 広域処理

被災した県域以外の場所で、災害廃棄物を廃棄物処理施設で受入れ、処理、処分すること。

7. 木くず

分別又は選別された廃棄物のうち、再生資源化できる廃木材のこと。パルプ原料やボイラーエネルギー燃料等の用途があり、再生資源化できる品質を有する必要がある。なお、東日本大震災では、可燃物として焼却した処理区もある。産業廃棄物としての木くずの定義とは異なる。木くず（柱材・角材含む）とも記す。

8. 可燃物

分別又は選別された廃棄物のうち、主に焼却処理されるもの。焼却施設等で処理できる品質を有する必要がある。

9. 不燃物

分別又は選別された廃棄物のうち、主に埋立処分又はセメント原料として活用されるもの。埋立処分は、不燃物の性状に応じて、管理型処分場又は安定型処分場で行われる。セメント原料化に際しては、製品となるセメントの品質確保のため、受入条件（塩素濃度、寸法等）を十分に確認し、条件を満たすための設備を検討する必要がある。

10. 金属くず

分別又は選別された廃棄物のうち、再生資源化できる金属のこと。鉄くずと非鉄金属くずとに区分される。主にリサイクル業者に引き取られ、金属製品として再生資源化できる品質を有する必要がある。

11. コンクリートがら

分別又は選別された廃棄物のうち、再生資源化できるコンクリート破片やコンクリート塊のこと。再生碎石等の用途があり、再生資源化できる品質を有する必要がある。

12. 分別土

混合物から、土砂以外の廃棄物を取り除いた土砂のこと。なお、東日本大震災の際、岩手県では、分別土A種（津波堆積物を分別した土砂）、分別土B種（主に不燃系混合物を選別して得られた土砂）の2つの区分が用いられた。分別土砂、選別土砂、津波堆積土とも記される。

13. ふるい下残渣

混合物などをふるい処理する際に生じる残渣であり、粒径が小さな土砂と土砂以外の廃棄物が混じったもの。ふるい下と言うこともある。

14. 再生資材

災害廃棄物を破碎・選別などの処理を行うことで土木工事用の資材としたもの。選別された分別土、ガラスくず、陶磁器くず、混合物の細粒分（ふるい下残渣）などがある。再生材、復興資材とも記される。

15. 再生碎石

コンクリートがらから不純物を除去し、一定基準で破碎したもの。道路や駐車場等の路盤材、建築用基礎材、上下水道管の埋設保護材などに用いられる。

出典：環境省HP「災害廃棄物対策情報サイト（用語集）」

第1章 災害等廃棄物処理事業とは

1. 災害報告書の作成と災害等廃棄物処理事業の流れ

日頃からの備え	発災してからの対応では、後手に回ります。この手引や災害対応マニュアルに目を通しておいてください。特に、最初に必要になる「被災現場の写真撮影」と「仮置場の設置と住民への周知」について、前もって準備しておくと、その後の作業負担が大きく変わってきます。
▼	
災害の発生	関係部署と連携し、被災状況の写真を撮影するとともに、仮置場を決めて、住民にできるだけ早く周知しましょう。
▼	
災害報告書の作成	他の部署の協力も得て、都道府県に相談しながら、災害報告書の作成に取りかかりましょう。
▼	
災害報告書の提出	都道府県に内容を確認してもらった後、環境省(地方環境事務所)に災害報告書を提出します。
▼	
査定の日程調整	都道府県を通じて、環境省(地方環境事務所)と地方財務局による査定の日程が調整されますので、都道府県にも相談しながら、必要な関係資料を用意しておきましょう。
▼	
査定の実施	環境省(地方環境事務所)と地方財務局による災害査定が行われます。
▼	
保留協議	査定結果が一定額を超える場合は、財務本省への協議が行われます。
▼	
補助限度額の通知と交付決定	都道府県を通じて、環境省から補助限度額が通知されるので、環境省へ交付申請し、交付額が決定します。
▼	
精算と請求	事業終了後、速やかに精算報告を行います。環境省から額の確定が通知された後に、支払いの事務を委任している都道府県に事業費を請求します。事業が複数年にわたる場合は、都道府県を通じて財務局への繰越手続きと環境省への年度終了実績報告を行います。

2.災害廃棄物処理作業のイメージ

- ・国立環境研究所は、地方自治体を始めとする災害廃棄物に関わる方々に対して、災害廃棄物の処理に携わってきた実務者の経験や知見などの情報を提供するため、「災害廃棄物情報プラットフォーム(<https://dwasteinfo.nies.go.jp/index.html>)」を開設しております。
- ・このプラットフォームでは、災害担当者にとって参考になる数多くの情報が掲載され、災害ビデオライブラリー(<https://dwasteinfo.nies.go.jp/cd/library.html>)には、これまでの災害廃棄物処理の実際が保存されており、どなたでも見ることができます。
- ・災害報告書の作成や処理計画の策定に取りかかる際、もしも具体的な作業をイメージできない時は、次ページの「災害廃棄物処理の大まかな流れ」と一緒にビデオをご覧ください。実際の作業をイメージできるようになれば、災害報告書の作成業務も進めやすくなるでしょう。

【ムービー】災害廃棄物処理への導入 災害廃棄物の適正処理に向けて



◎ 災害廃棄物の内容や災害廃棄物処理を進めるために行政が行う業務について、基本的な理解を得るためにムービーです。災害廃棄物処理計画を作成する際や、関係者に対して災害廃棄物処理の説明をする際などにご活用ください。[\(動画再生方法はこちら\)](#)

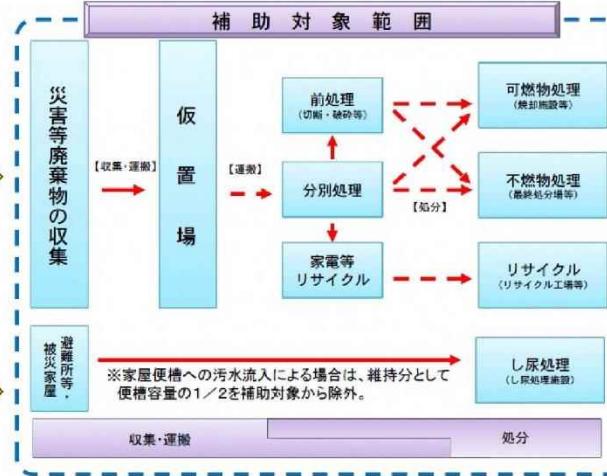
◎ 全編版ムービーは、[利用規約](#)にご同意頂くことで動画再生形式を選んでダウンロードすることができます。

- ・また、D.Waste-Net は、国立環境研究所、廃棄物資源循環学会を始めとする研究機関や日本環境衛生センターなどの環境関係団体、さらには、全国都市清掃会議を始めとする廃棄物処理関係団体を主なメンバーとして、環境省が事務局となり、災害廃棄物の処理に関する様々な支援活動を展開しております。
- ・例えば、D.Waste-Net は、協力要請があれば、災害の種類・規模等に応じて、被災自治体への専門家・技術者の派遣や災害廃棄物の発生量の推計や処理実行計画の策定に関する技術支援を行っております。
- ・もしも専門家の知見が必要だと感じた場合は、県庁や地方環境事務所などに相談の上、支援要請を検討してください。なお、D.Waste-Net の概要や活動実績については、サイト(http://kouikishori.env.go.jp/action/d_waste_net/)をご覧ください。

災害廃棄物処理の大きな流れ



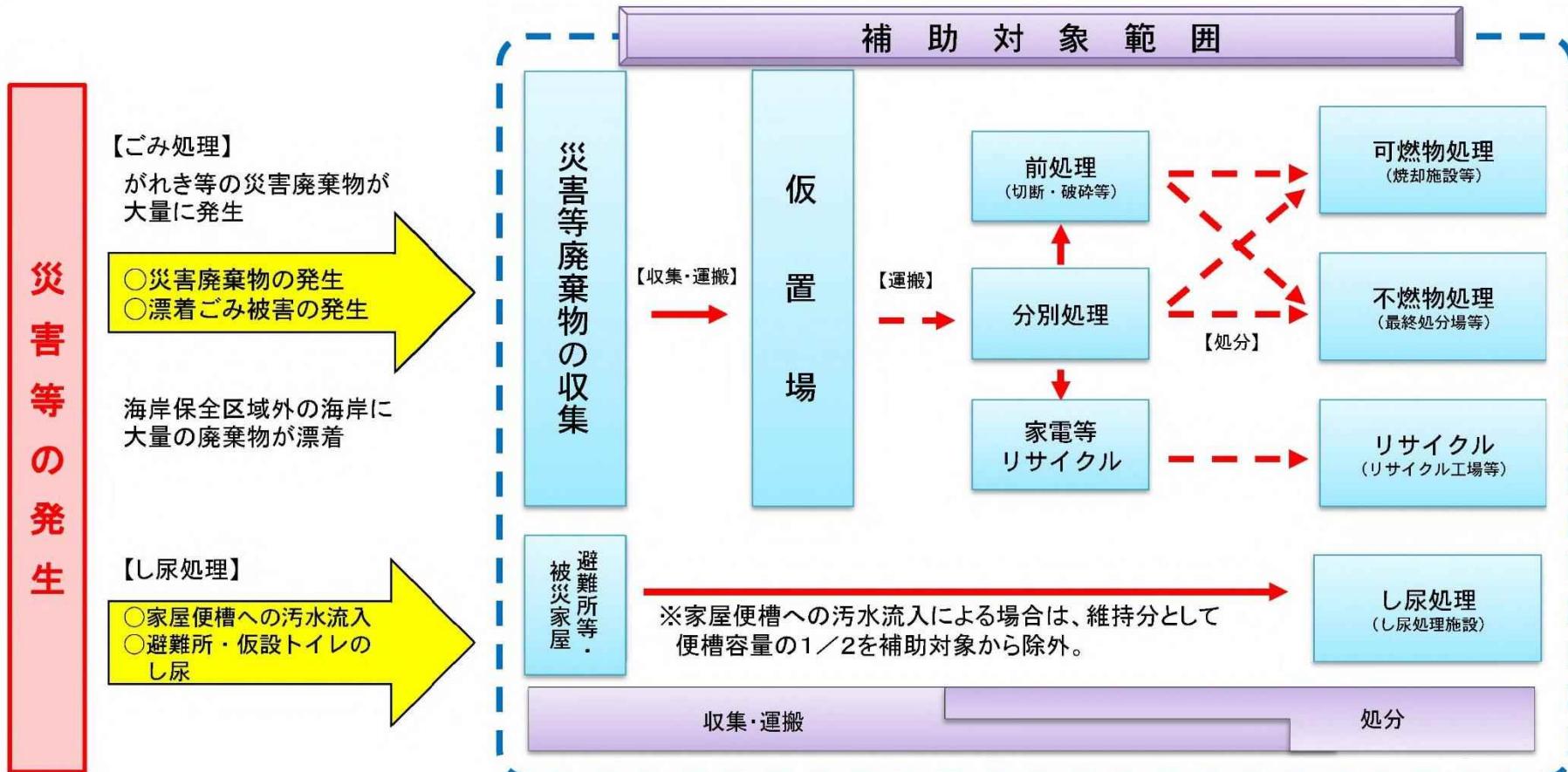
3 災害廃棄物処理事業の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
対象事業	 <p>災害等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ▶ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ▶ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） 	 <p>【ごみ処理】 がれき等の災害廃棄物 が大量に発生</p> <p>○災害廃棄物の発生 ○漂着ごみ被害の発生</p> <p>海岸保全区域外の海岸 に大量の廃棄物が漂着</p> <p>【し尿処理】 ○家屋便槽への汚水流入 ○避難所・仮設トイレの し尿</p> <p>※家屋便槽への汚水流入による場合は、維持分として 便槽容量の1/2を補助対象から除外。</p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	<p>□ 政令指定都市：事業費80万円以上 □ その他の市町村：事業費40万円以上</p> <p>降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの</p> <p>地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの</p>	
補助率	1/2	
地方財政措置	<p><通常災害時> ▶ 地方負担の80%について特別交付税措置</p> <p><激甚災害時> ▶ 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置</p>	
根拠条文	<p>◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>注) 環境省の説明資料より作成。</p>	

出典：環境省ホームページ 国の補助スキームについて（補助金）

4 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象範囲

(処理フローから見るイメージ)



【補助対象経費の例】

- | | |
|--|--|
| ・労務費(公共工事設計労務単価によるもの)
・自動車、船舶、機械器具の借料・燃料費
・機械器具の修繕費
・し尿及びごみの処分に必要な薬品費 | ・処分に要する覆土及び運搬に必要な道路整備費
・条例に基づき算定された手数料
・家電リサイクル法にかかるリサイクル券購入費
・し尿の汲み取り費用 など |
|--|--|

出典：災害関係事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（令和3年2月改訂）より作成

(参考)災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象①

1. 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象となる範囲は、下記のとおりです。
2. 「被災＝補助対象」となる訳ではなく、査定において、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否が決定されます。

■対象となる廃棄物・対象経費の範囲

1. 対象となる廃棄物

- (1)災害のために実施した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物
原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。
- (2)災害により便槽に流入した汚水
維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外する。
- (3)特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿。
災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。
- (4)災害により海岸保全区域以外の海岸に漂着した廃棄物

2. 対象経費の主な範囲

1. 労務費
作業従事者に対する賃金(雇い上げの作業員等に限る。)。なお、必要に応じて作業員の輸送費を含むものとする。
2. 借上料
ごみ処理にあっては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮置場の用地等の借上料
し尿処理にあってはバキューム車、し尿運搬船等の借上料

3. 燃料費

ごみ処理、し尿処理に係る自動車、船舶、重機等の燃料費

4. 機械器具修繕費

ごみ処理、し尿処理に係る重機等の修繕費。また、市町村が所有する施設で処理を行った場合の減価償却費相当額を計上することができる。

5. 薬品費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に必要な薬品費等

6. 道路整備費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費

7. 手数料

ごみ処理、し尿処理に係る条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。)

(参考)災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象②

■対象となる廃棄物・対象経費の範囲

8. 委託料

ごみ処理、し尿処理について、災害等により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村に委託した場合の経費(減価償却費相当額を計上することができる。)

なお、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務にあっては、諸経費、消費税等相当額を含むものとする。

また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

① 解体工事費

ごみ処理に係るもので、損壊家屋等(全壊及び半壊(特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限る。))の解体工事(解体工事に係る運搬費も含む)に必要な経費で、以下に掲げるもの

(ア)地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費(地上部分の解体と一体的に工事が行われるもののは対象とする。)

(イ)門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

(ウ)擁壁について、倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

なお、解体工事の対象となる家屋等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第22条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋等とする。

② 仮設工事費

ごみ処理に要する仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に係る経費

③ 運搬費

ごみ処理にあっては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に要する費用（海上輸送費も含む）

し尿処理にあっては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用

④ 处理・处分費

破碎、焼却、埋立、再生に必要な経費(所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金(パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。)を含む。)

⑤ 諸経費

以下に掲げる業務に必要な諸経費(共通仮設費(率計上分に限る)、現場管理費及び一般管理費等をいう。)。

(ア)解体工事

解体工事にかかる委託業務に要する額の15%の範囲内とする。

(イ) 仮置場及び土砂混じりがれき

仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務に要する額の15%の範囲内とする。

ただし、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができる。

(参考) 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象とした事例もある。

【通常災害】

区分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	
2. 1. で雇用した臨時職員の給与	○	
3. 災害廃棄物を処理するための常勤職員の給与（超過勤務手当を含む。）	×	
4. 薬品費	○	単なる消臭目的は×
5. 仮置場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価(契約単価)又は物価資料による単価を限度とする
6. 半壊と診断された被災家屋の解体工事費	△	特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害のみ、半壊も対象。
7. 災害により破損し、一部損壊家屋から排出された家財道具、瓦等の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけごみ」
8. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	
9. 中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一緒にして集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○。明らかに業により排出されたものは対象外。
10. 豪雨により上流から流れ、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
11. 被災した農業用ハウス等の収集・運搬・処分	△	生活環境保全上支障があると認められるものは補助対象。
12. 崖崩れによる災害土砂の処分費	×	単純な土砂のみは国交省等の災害復旧事業
13. 宅地に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	堆積土砂排除事業との連携も可
14. 一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	家屋の被害度によらず補助対象
15. 洪水等で流された家財等を元の位置に戻す等の作業費	×	災害廃棄物処理に該当しない
16. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	厚労省災害救助法の対象
17. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る
18. 避難所から排出されたごみの処分費用	×	
19. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
20. 破碎・チップ化等中間処理業務の委託費	○	
21. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
22. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
23. 仮置場の造成費用	○	被害が甚大な場合は対象
24. 仮置場の原形復旧費	○	被害が甚大な場合は対象
25. 仮置場表土のはぎ取り（数十cm程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
26. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
27. 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
28. ブルーシート等、仮置場の管理のために必要な消耗品費	○	家屋の雨漏り防止用は×
29. 仮置場内管理要員の配置に必要な費用	○	夜間警備員は、警察からの指導があった場合などに限る。
30. 仮置場内作業員の熱中症対策等の健康管理のための仮設事務所	○	
31. 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数料	○	
32. 家電リサイクル法対象被災品がリサイクルできない場合の運搬・処分	○	
33. 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
34. 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	
35. 仮置場に不法投棄された廃棄物の処分費	×	仮置場の管理の不備

36. スクラップ（鉄くず）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
37. 運搬にかかる交通誘導	○	
38. 運搬にかかる高速道路料金	原則 ×	道路がそれしかない場合や高速道路を通らなければならぬ理由が対外的に説明できれば○
39. 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外
40. 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外
41. 被災した市町村設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象
42. 被災した個人設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	○	
43. 消費税	○	2019年10月からは10%
44. 仮置場への搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
45. 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
46. 焼却施設の減価償却費	○	
47. 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した <u>補助金</u> への補助	×	補助金への補助は×。委託なら○
48. 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務については原則として15%の範囲内
49. 工事雑費	△	諸経費として計上
50. 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業の対象
51. 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150m ³ 未満のごみ	○	災害起因にはm ³ 要件は無し
52. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
53. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
54. 海岸保全区域外の人が立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらない
55. 海岸管理を怠り堆積させ、150m ³ を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った堆積は対象外
56. 豪雨により上流から流され海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

出典：災害関係事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（令和3年2月改訂）

5 契約の種類別提出書類

災害等報告書に添付する書類のうち、事業費の算出根拠を確認する資料を以下に例示します。

1. 災害廃棄物処理事業の見込額を確認できる資料

←下記の分類に応じて資料を準備すること。その他、成果物(業務報告書)、各自治体の積算基準や手数料条例などを引用していれば、それらの資料や災害協定等に基づき他市町村等への委託等を行っている場合には、協定書等の参考資料を提示できるよう準備すること。

契約方法	契約状況	提出書類
随意契約	契約済(見積3者未満の場合)	見積書、契約書、予定価格調書(設計図書等)、随意契約理由書、合見積が3者未満である理由
	契約済(見積3者以上の場合)	見積書、契約書、予定価格調書(設計図書)、随意契約理由書
	契約未済	見積書、予定価格調書(設計図書等)
競争入札	契約済	契約書、入札結果、予定価格調書(設計図書等)等
	契約未済	予定価格調書(設計図書等)等

※その他、支出が完了していれば、その支出実績が確認できる資料(請求書等)を添付する。

2. 員数、数量が確認できる資料

←例示すると以下のとおり。ただし、日報や伝票等は報告書への添付は必須でなく、査定時に求められた際に確認できるよう準備すること。

- 労務費…作業日報一覧、作業日報、業務日誌、計量証明書等
- 重機借上料…作業日報一覧、作業日報、業務日誌、運行記録等
- 処理処分費…伝票、計量証明等
- 燃料費…燃料使用一覧、走行距離一覧等(使用した燃料の量が分かる資料や走行距離の記録等)

※実地調査時(災害査定)において、資料が不十分であり、事業費算出内訳等の妥当性や必要性について説明ができない場合には、

査定の対象となり、再査定も行わないことから、査定当日は十分な体制を組んでおくことが重要です。

※事業費の算出の際は、災害廃棄物量や費用を丸めることなく、正確な数値を使用すること。

6 災害査定(被災状況の実地調査)

1. 災害査定とは、市町村等からの申請に基づき環境大臣が災害等廃棄物処理事業費の決定を行うにあたって、その事業費を決めるために行う実地調査。
2. 災害査定は、環境省の査定官により、災害報告書その他関係書類の審査等が行われ、同時に財務省（局）の職員が立会（りっかい）することとされています。

災害査定時のポイント

1. 災害発生の事実を公的データをもとに説明

- 観測地点と被災箇所を確認
- 雨量、風速等、当該災害が補助事業の採択要件を満たしているかを確認

被災＝補助対象ではないため、採択要件を満たしている事実の証明することがポイント。

2. 被災状況の説明

- 写真、地図等を用いて被災状況を確認（写真はどこの地点で撮影されたものかが地図上で確認できること）
- がれきの発生量や仮置場等のごみの収集状況を確認
- 倒壊家屋がある場合には全半壊家屋の位置を地図などで確認。

がれきの発生量は、事業費積算の根幹となる部分なので、どのように推計したのか合理的に説明できることがポイント。

3. ごみ処理の流れを説明

- ごみ処理の流れを確認（収集～運搬～最終処分までをフロー図等で示す）。
- 仮置場を設置した場合には、その設置の理由、位置図、収集状況、搬入・搬出の方法等を確認。

計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法を個別具体的に確認するので合理的に説明できることがポイント。

4. 事業費算出内訳の確認

- 計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法等を確認。

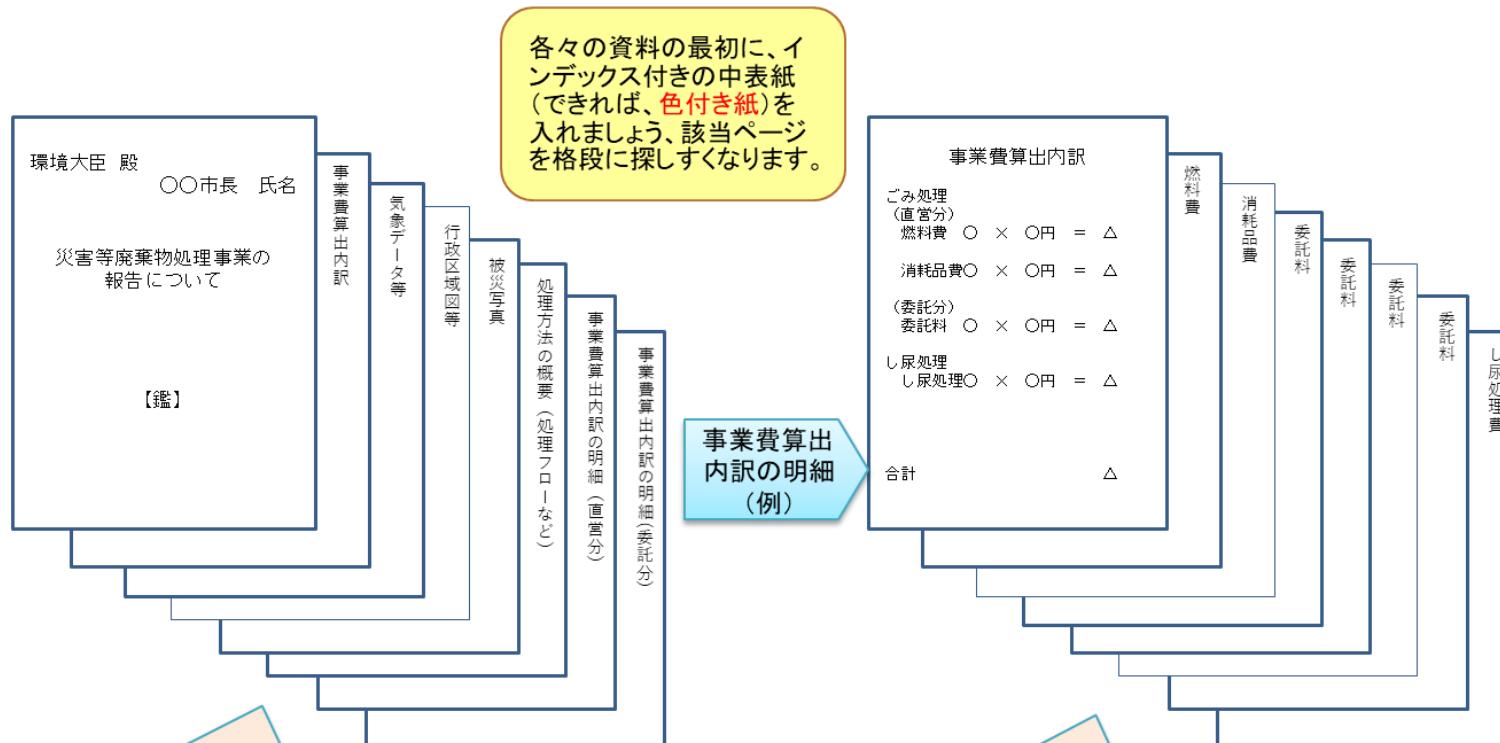
5. 事業費の確定

- 申請内容について確認後、事業費を確定し、査定内容について講評を実施。
査定後の事業費が1億円を超える場合には、財務本省への協議が必要となるので、現地では仮決定となり「保留」となる。

第2章 作業を進めましょう

1. 災害報告書の綴り方

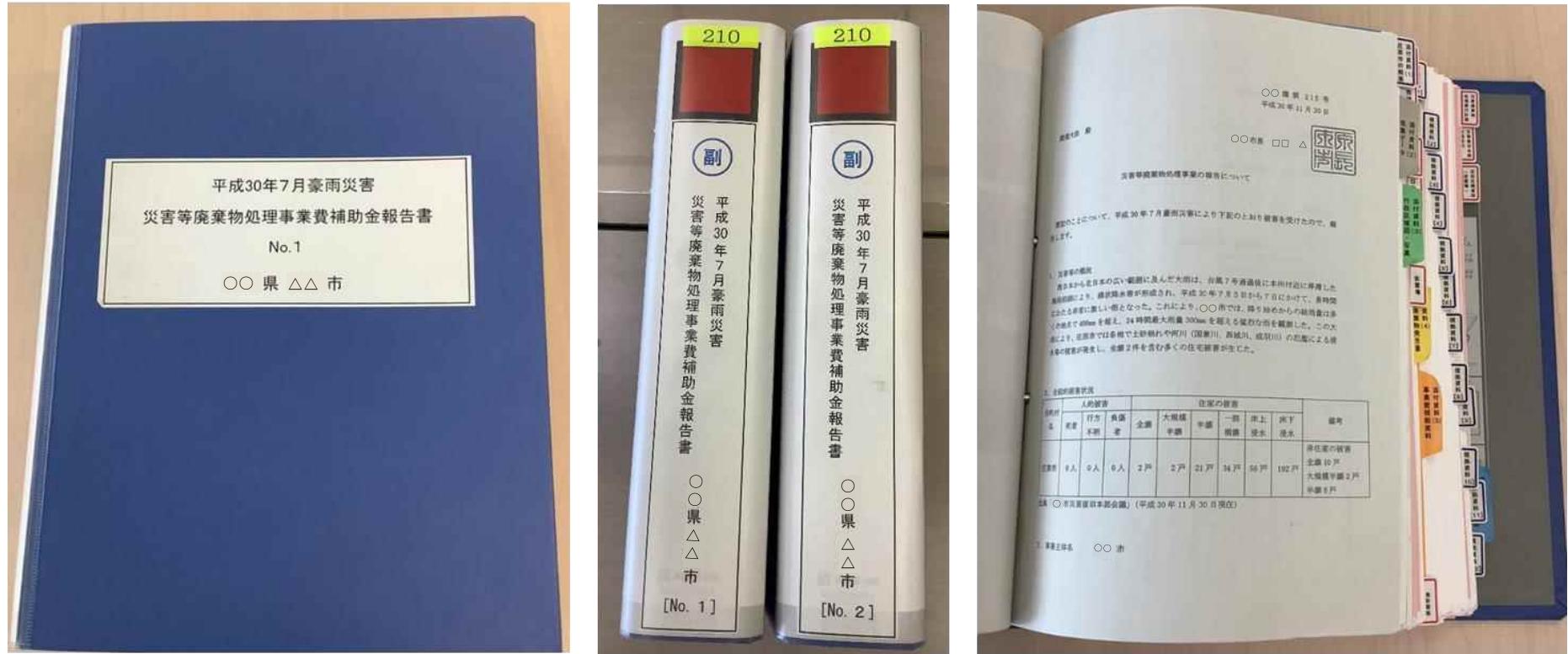
1 災害報告書の綴り方（例）



- ✓ 査定官は、現地調査を行うこともありますですが、基本的には、地図や写真等の資料に基づき被害状況を判断します。
- ✓ 被害状況の程度をイメージしてもらうため、必要に応じて、住民向けの広報資料や自治体の概況などを添付するとともに、被災状況や処理作業を補足説明するための写真などを用意しておきましょう。

- ✓ 各経費の根拠資料として、積算単価や員数の根拠が確認できるよう、見積書や委託契約書、作業日報や運行記録などの関係書類を添付します。
- ✓ 査定会場では、算出根拠を確認されるので、参考資料を手元に用意し、必要に応じて、査定官に示しながら、簡潔明瞭に説明しましょう。

(参考) 災害報告書の綴り方の事例



中表紙を色付き紙+インデックスに!
説明する方も受ける方も楽になります。

2. 災害報告書に添付する資料の概要

- 災害査定で重要な資料は、「6. 処理方法の概要と処理量の推計(処理フローや処理量の実績量・推計量など)」と「7. 事業費算出内訳の根拠資料」で、残りは、査定官等が災害の状況をより正しく理解するための補助的な資料になります。
- 作業を効率的に進めるためには、関係部局が作成した資料や既存の資料をできるだけ活用するとともに、専門性が高い部分(解体工事や土砂混じりがれき撤去費など)については、土木、建築部局を始めとする他部署の協力を仰ぐことを作業開始の段階で検討してください。
- なお、模擬的災害報告書の該当ページを記載しておりますので、模擬的災害報告書も参考にしながら作業を進めてください。

1. 災害等廃棄物処理事業の報告について【模擬書-6 ページ】

- ・ 目的：補助金申請の鑑です。
- ・ 内容：災害等の概況、被害状況、事業費見込額などを記入します。

2. 事業費算出内訳【模擬書-8 ページ】

- ・ 目的：事業費の概況を示します。
- ・ 内容：「事業費算出内訳の明細」の積み上げになります。

(注)委託処理を行う場合、単価が相場と大きく違わないことを確認しましょう。
いくら災害と言っても、世間相場からかけ離れた単価では、査定を受けます。

3. 行政区域図等【模擬書-18 ページ】

- ・ 目的：被災現場の位置関係を理解してもらいます。
- ・ 内容：
 - ① 気象観測地点
 - ② 仮置場の場所
 - ③ 処理予定、あるいは処理している一般廃棄物処理施設
 - ④ 被害状況写真の撮影場所
 - ⑤ 浸水地域、土砂崩れ箇所などの被災している場所

(注)行政区域図の作成に時間をかける必要はありません。

関係部局を始めとする他部署で作成した資料や既存の資料をできるだけ活用しましょう。

4. 被災写真【模擬書-22 ページ】

- ・ 目的：被災現場の様子をイメージしてもらうとともに、災害廃棄物の現状と処理の必要性を理解してもらうことです。
- ・ 内容：
 - ① 関係部局などの協力を得ながら、被害状況がわかる写真を取りまとめます。道路の冠水状況、河川の増水状況、土砂崩れの状況など、被災地区(行政区)毎に用意しておきましょう。

②災害等廃棄物の状況がわかる写真を取りまとめます。仮置場毎、集積している廃棄物種類毎の写真があると良いのですが、間に合わない場合は、点在している廃棄物の写真でも構いません。

5. 気象データ等【模擬書-12 ページ】

- ・目的：査定官等に災害の深刻さを理解してもらい、事業要件を満たすことを確認します。
- ・内容：降雨や暴風に関する気象庁などの公的な情報を利用して、事業要件（降雨：最大24時間雨量が80mm以上、暴風：最大風速（10分間の平均風速）が15m/秒以上など）を満たすことを明確に示します。また、観測地点を図示する簡単な資料も用意します。

注)気象データは、雨量、水位、風速などに関して、災害要件を満たしているかが判断できれば十分です。まずは、他部署や気象庁の資料が使えないかを検討しましょう。

6. 処理方法の概要と処理量の推計【模擬書-42 ページ】

- ・目的：処理を要する廃棄物の量や処理方法を理解してもらうことです。
- ・内容：凝った資料でなくとも良いので、処理の流れがわかるフロー図などを作りましょう。また、廃棄物の量の推計は、処理の進捗によって異なります。処理が行われる前であれば、全て推計ですが、通常は「これまでの実績数量」と「今後処理する予定の推計数量」になります。前者については証拠書類を、後者についてはできるだけの根拠を持って推計しましょう。

注)発生量は、事業実施の基礎となります。限られた時間の中で工夫して推計してください。また、廃棄物処理のフローは、事業を進める上でも査定でも重要な資料になりますので、わかりやすいフローを作りましょう。

7. 事業費算出内訳の明細【模擬書-46 ページ】

- ・目的：事業費の算出根拠を示します。ここが査定のポイントになります。
- ・内容：労務費、借上料、燃料費、機械器具修繕費、薬品費、道路整備費、手数料、委託料（①解体工事費、②仮設工事費、③運搬費、④処理・処分費、⑤諸経費（災害関係事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）の23ページ参照。）

注)それぞれの事業費について、「これまでの実績分」と「推計分」に分けて積算します。また、見積書、積算根拠（設計図書等）、随意契約理由書、協定書などが必要になりますので、契約毎にまとめておきます。

8. その他参考となる資料

- ・目的：被災状況と被災現場での取組みを理解してもらうことです。
- ・内容：市区町村の概況をわかりやすく示した資料、災害の状況や災害廃棄物の分別・処理方法などを周知するための住民向けの広報資料等、必要に応じて、適宜添付します。

3.災害報告書を作る際の留意事項

(1) 他部局との連携と専門家の支援

発災後、廃棄物の撤去・処理は市区町村にとって待ったなしの懸案事項になります。現場対応も抱えながら、災害報告書を作り上げる作業は相当大変かと思いますが、環境部局だけで抱えないでください。他の部局も忙しいとは思いますが、土木、建設、防災、総務を始めとする他の部署の協力を得て、できるだけ既存の資料を活用するなど、工夫しながら作業を進めていきましょう。

例えば、被災時の気象データや被災現場の写真は、庁内のいずれかの部署が必ず持っているでしょう。また、建築(解体工事費など)や土木関係(土砂混じりがれきの撤去費など)の業務を発注するため、見積りを取ろうと思えば、まずは仕様書が必要になります。仕様書で迷えば、土木、建築部局などの知見、経験がある部署に協力を仰ぎましょう。

また、災害廃棄物の発生量の推計や処理実行計画の策定など、技術的にわからないことが多く、作業がどうしても進まない場合、環境省が主宰する災害廃棄物の処理に関する支援活動を行う「災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)」の支援を検討してください。専門家の派遣や技術支援を受けることができます。

(2) 被災写真の撮り方

被災現場の写真は、なるべく撤去などの作業が始まる前に撮影しましょう。そして、被害状況がわかる写真を用意してください。(例えば、浸水状況や浸水痕、倒壊状況がわかる写真)

そして、どの方向から写真を撮ったのか位置を確認し、地図に矢印で撮影方向を示すなど、地図と連動させて整理しましょう。関係部局が撮影しているものがあれば、活用することも可能です。仮置場の状況写真は、全体図や災害廃棄物の種類ごとに用意しておきましょう。

災害廃棄物処理に係る写真については、例えば、解体工事や土砂混じりがれきの撤去工事、仮置場からの搬出運搬など、事業ごとに作業開始前、作業中、作業完了後の写真が必要になりますので、できるだけ写真を撮っておきましょう。また、業者に委託する場合は、作業完了報告書などで、作業写真も提出してもらうなど、前もって依頼しておきましょう。

(3) 災害廃棄物発生量の推計と処理フロー

災害廃棄物の発生量は、事業実施の基礎となります。推計に時間をかけすぎても、実際の作業は進みません。都道府県や地方環境事務所にも相談しながら、手際よく推計してください。

また、廃棄物処理のフローは、処理作業を進める上でも査定を受ける上でも重要な資料になりますので、わかりやすいフローを作りましょう。

なお、詳しくは、「(参考) 災害廃棄物の発生量推計方法」を参考にしてください。

(4) 災害査定への対応

災害報告書を提出した後、災害査定が行われます。被災の実態をできるだけわかりやすく説明するとともに、必要な経費について、しっかりと根拠を持って説明できるようにしておきましょう。皆さんのが積み上げた経費が100%認められるとは限ませんが、数字の根拠を考えながら、実態に即した積み上げを行ってください。

また、委託処理を行う場合、その単価が相場と大きく違わないことを確認しましょう。

災害時であっても、公共単価から大きくかけ離れた単価であれば、査定で減額されてしまします。

それから、報告書の推計量や事業費の小計・合計などの数字が一致しないと、査定においても数値や金額の信頼性を疑われかねませんので、しっかり検算しておきましょう。なお、事業費を計算する中で小数点が出る場合は、補助金申請の原則として切捨て処理を行い、数値を整理しながら作業を進めましょう。

(5) 公費解体

令和2年7月31日付け環境省通知により、災害により全壊判定を受けた家屋の公費解体に加え、特定非常災害に指定された場合、半壊以上の被災家屋も公費解体の対象となりました。適用される場合は、補助対象の要件や手続を確認しながら、進めてください。

(6) 費用償還

市区町村が、撤去に要した費用について償還することを認めることがあり、これを「費用償還」といいます。

(7) 堆積土砂排除事業

災害によって発生した土砂の撤去に使える事業ですが、国土交通省所管で土砂・流木を対象とし、環境省所管の「土砂混じりがれき撤去」との連携が可能です。

(参考) 災害廃棄物の発生量の推計

1. 建物被害棟数から推計

災害廃棄物（津波堆積物を除く）の発生量を推計する場合は、環境省の推計式（災害廃棄物対策指針の技術資料【14-2】）を用います。被害状況毎に集計した被害棟数に、被害状況に合った原単位を乗じて発生量を推計します。

環境省は、地方自治体向けに災害廃棄物の適正・迅速な処理を進めるための対策などに関する情報を提供するため、「災害廃棄物対策情報サイト（<http://koukishori.env.go.jp/>）」を開設しております。

このサイトでは、担当者にとって参考になる情報が提供されており、災害廃棄物対策に関する技術資料がダウンロードできます。

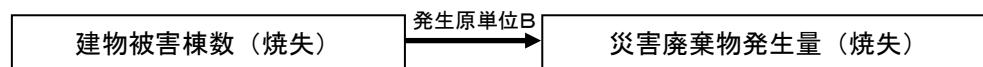
【災害廃棄物発生量推計式】

$$\text{災害廃棄物発生量 (トン)} = \sum (\text{建物被害棟数 (棟)} \times \text{発生原単位 (トン/棟)})$$



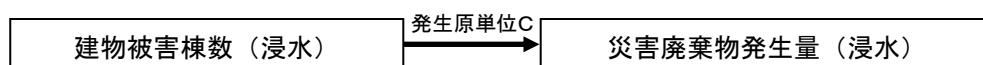
発生原単位A (トン/棟)

廃棄物の種類	割 合	被害状況	
		全 壊	半 壊
可燃物	18%	21.1	4.1
不燃物	18%	21.1	4.1
コンクリートがら	52%	60.8	12.0
金属	6.6%	7.7	1.5
柱角材	5.4%	6.3	1.2
計		117	23



発生原単位B (トン/棟)

廃棄物の種類	割 合		焼 失	
	木 造	非木造	木 造	非木造
可燃物	0.1%	0.1%	0.1	0.1
不燃物	65%	20%	50.7	19.6
コンクリートがら	31%	76%	24.2	74.5
金属	4%	4%	3.1	3.9
柱角材	0%	0%	0.0	0.0
計			78	98



発生原単位C (トン/世帯)

廃棄物の種類	割 合	被害状況	
		床上浸水	床下浸水
可燃物	18%	0.8	0.1
不燃物	18%	0.8	0.1
コンクリートがら	52%	2.4	0.3
金属	6.6%	0.3	0.0
柱角材	5.4%	0.2	0.0
計		4.6	0.62

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料14-2】（環境省 平成31年4月）他をもとに作成

2. 産業廃棄物等の換算係数を用いて災害廃棄物の重量を推計

仮置場にある廃棄物の重量を推計したい場合には、仮置場に置いてある各廃棄物の体積を測定し、下の表から当てはまる廃棄物の換算係数を乗じて重量換算する方法もあります。

例えば、仮置場に木くずが 250m³（縦 10m×横 10m×高さ 2.5m）あった場合、250m³に下表の木くずの換算係数 0.55 を乗じた 137.5 トンが木くずの重量と推計されます。

下表にない廃棄物の場合、より実態に近づけるため、実際にサンプルを計測した値を使うこともあります。

産業廃棄物等の種類と体積（立方メートル）から重量（トン）への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)	産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)
燃え殻	1.14	建設混合廃棄物	0.26
汚泥	1.10	管理型混合廃棄物	0.26
廃油	0.90	安定型混合廃棄物	0.26
廃酸	1.25	シュレッダーダスト	0.26
廃アルカリ	1.13	その他混合廃棄物	(注 2)
廃プラスチック類	0.35	廃電気機械器具	1.00
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	0.35	廃自動車	1.00
紙くず	0.30	廃電池類	1.00
木くず	0.55	複合材（注 3）	1.00
繊維くず	0.12	特別管理産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)
動植物性残渣	1.00	廃油（引火性廃油）	0.90
動物系固形不要物	1.00	廃油（特定有害産業廃棄物）	0.90
ゴムくず	0.52	汚泥（特別管理産業廃棄物）	1.10
金属くず	1.13	廃酸（強廃酸）	1.25
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	廃酸（特定有害産業廃棄物）	1.25
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）	1.00	廃アルカリ（廃強アルカリ）	1.13
鉱さい	1.93	廃アルカリ（特定有害産業廃棄物）	1.13
がれき類	1.48	感染性廃棄物	0.30
がれき類（石綿含有産業廃棄物）	1.48	廃 PCB 等	1.00
コンクリートがら	1.48	PCB 汚染物	1.00
アスファルト・コンクリートがら	1.48	PCB 处理物	1.00
動物のふん尿	1.00	鉱さい（特定有害産業廃棄物）	1.93
動物の死体	1.00	廃石綿等	0.30
ばいじん	1.26	ばいじん（特定有害産業廃棄物）	1.26
13 号廃棄物	1.00	燃え殻（特定有害産業廃棄物）	1.14
輸入された廃棄物	(注 2)	指定有害廃棄物	(注 2)
		その他特別管理産業廃棄物	(注 2)

注 1) 種類及び係数については、環境省通知（H18.12.27 環廃産発第 061227006 号）及び（公財）

日本産業廃棄物処理振興センターが電子マニフェストの処理に使用しているものを参考とした。

注 2) 参考値に換算係数を示していないものについては、種類・形状・形態から判断して換算すること。

注 3) 複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分になっているもの。

注 4) この換算係数はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

注 5) 「2 t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それぞれ上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

4. 災害廃棄物関連の情報サイト

1. 環境省の災害廃棄物対策情報サイト

自然災害により発生する災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のための対策(対策指針等)についてまとめており、災害廃棄物対策全般に関する情報サイトです。

<http://koukishori.env.go.jp/>

2. 環境省の災害関係業務事務処理マニュアル

環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課が作成した自治体事務担当者用の災害関係業務事務処理マニュアルです。

<http://koukishori.env.go.jp/>

3. 環境省の災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料ダウンロード

被害状況・処理の記録や本誌でも紹介している各種技術資料をダウンロードできるサイトです。

<http://koukishori.env.go.jp/guidance/download/>

4. 東北地方環境事務所の「市町村向け 災害廃棄物処理行政事務の手引き」

環境省の東北地方環境事務所が作成した「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」です。廃棄物処理に精通していない市町村の担当者等向けに、災害に備えて知っておくべき基本的な内容や発災時の対処方法について、わかりやすくまとめた入門書です。

<http://tohoku.env.go.jp/201703saigaigyoseitebiki.pdf>

5. 国立環境研究所の災害廃棄物情報プラットフォーム

災害廃棄物対策の関係者に参考となる情報を一元的に発信するために、2014年5月に開設されました。過去の災害で実際に災害廃棄物の処理にあたった実務者の経験や知見、過去の災害の記録などが掲載されております。

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/index.html>

6. 広島県の「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」と「一次仮置場の設置運営に係る手引き」

平成30年7月豪雨の災害対応を振り返って作成された標準的な初動対応マニュアルです。写真やフローを交えながらわかりやすくまとめられています。

また、一次仮置場の手引きも掲載されており、仮置場を設置、運営する手順を詳しく書いてあります。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/saigai-haikibutsu.html>

7. 熊本県益城町の「平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録」

平成28年4月の熊本地震の災害廃棄物処理について、益城町役場の環境衛生課が作成した記録誌です。全国の自治体関係者に「自分事」として、今後の災害対応に活用してもらうためにわかりやすい文章で書かれています。

<https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0032321/index.html>

模擬的な災害報告書

目次

【模擬的な災害報告書における都市と災害の想定】	1
災害等廃棄物処理事業費補助金報告書	4
災害等廃棄物処理事業の報告について	6
事業費算出の内訳	8
気象データ等	12
行政区域図等	18
被災写真	22
仮置場	28
処理方法の概要（処理フローなど）	42
ごみ処理事業費算出内訳の明細（直営分）	46
1．労務費	48
2．借上料	56
3．燃料費	70
4．機械器具修繕費	78
5．薬品費	84
6．道路整備費	90
7．手数料	96
8．消耗品費	102
ごみ処理事業費算出内訳の明細（委託分）	108
委託料【9-1】	112
委託料【9-2】	118
委託料【9-3】	126
委託料【9-4】	144
委託料【9-5】	150
委託料【9-6】	156
委託料【9-7】	160
し尿処理事業費算出内訳の明細（委託分）	166
委託料【10】	170

【模擬的な災害報告書における都市と災害の想定】

(1) 仮想都市の概要

① A県

瀬戸内海に面しており、製造業の工場などが多く立地する沿岸部、商業施設が多く人口が集中する都市部、農畜産業が盛んな中山間部から成る。

② B市

県中部に位置する中堅都市。一級河川が市内を南北に流れており、中山間部に係る北部から中心市街地を通り、南部の沿岸に注いでいる。

- ・人口：5万人
- ・面積：200 平方キロメートル
- ・高齢化率：38%
- ・ごみ収集：一般廃棄物収集運搬許可業者に委託
- ・ごみ処理：市保有の焼却施設あり

(処理能力：50 t /日 × 280 日、処理実績：13,300 t /年、供用開始から 10 年)

最終処分場なし

し尿処理施設あり

- ・災害時の協定：災害廃棄物収集運搬、し尿収集運搬についてあり

(2) 災害について

① 災害の状況

9月1日（月）夜半からA県に上陸した台風14号は県内全域を暴風圏に巻き込みながらゆっくりと北上し、B市においても9月3日（水）未明にかけて雨が降り続き、降り始めからの総雨量は600ミリを超え、24時間最大雨量300ミリ、1時間当たりの降雨量が50ミリ以上の猛烈な雨、瞬間最大風速40メートルを超える強風を観測した。これにより、B市では、河川堤防の決壊による市街地での浸水被害、北部での土砂災害など甚大な被害に見舞われた。この台風による災害は広域にわたって甚大な被害をもたらし、特定非常災害に指定された。

② 被害の状況

人的被害			住家の被害					
死者	行方不明	負傷者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	戸
2	0	50	6	10	20	100	500	1,000

出典：被害報 令和XX年台風14号について（第20報）（A県災害対策本部 RXX.○月□日 6:00 現在）

(3) 災害廃棄物対策

① 災害廃棄物発生量（初期推計値）

被害	戸数	原単位（t）	発生量推計値（t）
全壊	6	117	702
大規模半壊	10	23	230
半壊	20	23	460
一部損壊	100	4.6	460
床上浸水	500	4.6	2300
床下浸水	1,000	0.62	620
（合計）	1,636		4,772

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料14-2】（環境省 平成31年4月）

②土砂混じりがれき発生量

約 2,000m³ (3,600 t)

③災害廃棄物処理基本方針

- ・仮置場は市営グラウンド（約 10,000 m²）1ヶ所に集約する
(人口密集地域には片付けごみ用の市が認定した臨時集積場を設置し、そこから仮置場に搬入)
ただし、土砂混じりがれき（宅地内堆積土砂等）は別途専用の土砂置場を設ける。
- ・可燃物：市保有の焼却施設は、通常は 47.5 t /日の処理量であり、処理能力に対する余裕分は 5 %である。災害廃棄物処理における市の焼却施設の活用を検討した場合、施設の老朽化等を考慮し、処理能力の 5 %以下の処理量を設定した（約 2 t /日 × 280 日 = 560 t）。片付けごみ中の可燃ごみの一部と家屋解体由来の可燃ごみを約 1 年かけて処理することとし、残りの片付けごみ中の可燃ごみ（1,000 t）は、腐敗による生活環境悪化も懸念されることから民間の焼却施設に処理委託した。
※上記の数値はフロー図に記載。
- ・不燃物：埋立処分については民間最終処分場による埋立処分
- ・できるだけ分別、リサイクルを推進する
- ・土砂混じりがれきは篩選別後、土砂は埋立土材としてリサイクル、がれきは埋立処分
- ・処理期間は、B 市所有処理施設、民間委託等での処理を勘案し、約 1 年と設定（翌年 9 月末）

④災害廃棄物処理費用目安

約 2.4 億円

令和 XX 年 x 月台風第 14 号

災害等廃棄物処理事業費補助金報告書

A 県 B 市

○環 廃 発 第 14XXXX 号
令和XX年 XX月 XX日

環境大臣 殿

B市長 氏名 印

災害等廃棄物処理事業の報告について

標記のことについて、令和XX年x月x日の台風第14号により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

1. 災害等の概況

9月1日(月)夜半からA県に上陸した台風14号は県内全域を暴風圏に巻き込みながらゆっくりと北上し、B市においても9月3日(水)未明にかけて雨が降り続き、降り始めからの総雨量は600ミリを超え、24時間最大雨量300ミリ、1時間当たりの降雨量が50ミリ以上の猛烈な雨、瞬間最大風速40メートルを超える強風を観測した。これにより、B市では、河川堤防の決壊による市街地での浸水被害、北部での土砂災害など甚大な被害に見舞われた。

2. 全般的被害状況

市町村名	人 的 被 害			住 家 の 被 害						備 考
	死 者	行方 不 明	負 傷 者	全 壊	大 規 模 半 壊	半 壊	一部 損 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水	
B市	人 2	人 2	人 20	戸 6	戸 10	戸 20	戸 100	戸 500	戸 1,000	

出典：被害報 令和XX年台風14号について（第20報）（A県災害対策本部 RXX.○月□日 6:00現在）

3. 事業主体名 A県B市

4. 事業区分 ごみ処理・し尿処理

5. 事業費見込額 244,471,930円
6. 事業費算出内訳（別紙のとおり）
7. 添付資料
 - (1) 行政区域図等
 - (2) 被災写真
 - (3) 気象データ
 - (4) 災害廃棄物発生量の推計資料
 - (5) 事業費算出内訳の根拠資料

事業費算出の内訳

(別紙)

事業費算出内訳（総括）

A県B市

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
ごみ処理	1. 労務費	1式	円	17,600	集積所片付け・清掃費【1】
	2. 借上料	1式		167,530	集積場収集運搬車両借上料【2】
	3. 燃料費	1式 1式		23,800 560,000	借上車両ガソリン代【3-1】 B市清掃工場掛かり増し分電気代【3-2】
	4. 機械器具修繕費	1式		8,400,000	減価償却費【4】
	5. 薬品費	1式		132,000	仮置場消毒・殺虫【5】
	6. 道路整備費	1式		300,000	仮置場進入路碎石敷設【6】
	7. 手数料	1式		3,520,000	家電リサイクル料金【7】
	8. 消耗品費	1式 1式		250,000 22,000	土のう袋【8-1】 ブルーシート【8-2】
	9. 委託費	1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式		23,400,000 70,790,000 64,659,000 60,000,000 3,000,000 8,280,000 900,000	家屋解体工事委託業務【9-1】 廃棄物収集運搬委託業務【9-2】 廃棄物処理・処分委託業務【9-3】 仮置場管理運営委託業務【9-4】 調査等委託業務【9-5】 〔国土交通省連携事業〕 土砂混じりがれき撤去工事委託業務【9-6】 〔環境省単独事業〕 土砂混じりがれき撤去工事費用償還委託業務【9-7】
し尿処理	10. 委託費	1式		50,000	便槽汲取り（雨水流入）委託業務【10】
	合計			244,471,930	注：【】内の数字は事業費算出内訳根拠資料のインデックス番号に一致する

気象データ等

(降 水)

(解説編-4 ページ~)

○気象観測点位置図（A地点・B地点・C地点）



出典：国土地理院 地理院地図及び気象庁 地上気象観測地点一覧より作成
<https://maps.gsi.go.jp/>

国土交通省
気象庁
Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ・資料

ホーム > 各種データ・資料 > 過去の気象データ検索 > 1時間ごとの値

1時間ごとの値

一覧表

グラフ

前年 前月 前日 翌日 翌月 翌年

A 地点 20XX 年 9 月 2 日(1 時間ごとの値)

時	降水量 (mm)	気温 (°C)	風速・風向(m/s)		日照 時間 (h)	雪(cm)	
			風速	風向		降雪	積雪
1	3.0	21.4	2.4	北東	///	///	///
2	1.0	21.2	3.5	東北東	///	///	///
3	1.0	21.0	3.9	東北東	///	///	///
4	4.5	21.0	3.2	東	///	///	///
5	5.0	20.8	4.2	東北東	///	///	///
6	2.0	20.8	4.2	東	///	///	///
7	7.0	20.8	1.8	東南東	///	///	///
8	100	20.8	2.2	北東	///	///	///
9	2.5	20.9	3.0	東	///	///	///
10	3.5	21.1	3.7	東北東	///	///	///
11	5.5	20.9	5.9	東北東	///	///	///
12	3.0	21.3	4.5	東	///	///	///
13	3.0	21.1	5.7	東南東	///	///	///
14	5.5	21.2	4.6	東南東	///	///	///
15	8.5	21.2	2.6	南東	///	///	///
16	6.5	21.4	0.7	北北西	///	///	///
17	4.5	21.9	1.1	東	///	///	///
18	11.5	22.1	1.5	東南東	///	///	///
19	11.0	22.1	2.1	南東	///	///	///
20	23.5	21.1	6.2	北西	///	///	///
21	50.5	21.2	3.5	北西	///	///	///
22	26.5	21.0	1.7	西	///	///	///
23	4.0	20.7	1.1	南東	///	///	///
24	5.0	20.6	2.0	南東	///	///	///

9月2日8:00～
9月3日8:00
24時間雨量
288mm

国土交通省
気象庁
Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ・資料

ホーム > 各種データ・資料 > 過去の気象データ検索 > 1時間ごとの値

1時間ごとの値

一覧表

グラフ

前年 前月 前日 翌日 翌月 翌年

A 地点 20XX 年 9 月 3 日(1 時間ごとの値)

時	降水量 (mm)	気温 (°C)	風速・風向(m/s)		日照 時間 (h)	雪(cm)	
			風速	風向		降雪	積雪
1	12.0	20.8	2.1	北北東	///	///	///
2	3.5	20.8	2.6	東南東	///	///	///
3	6.0	20.5	3.3	東南東	///	///	///
4	13.5	20.0	6.4	東北東	///	///	///
5	33.0	20.3	5.9	北北東	///	///	///
6	25.0	19.9	3.7	北	///	///	///
7	105	20.1	1.1	西南西	///	///	///
8	1.0	20.3	0.9	西	///	///	///
9	0.0	20.6	2.2	西北西	///	///	///
10	0.0	21.2	1.8	北西	///	///	///
11	0.0	22.1	2.2	北西	///	///	///
12	0.0	23.3	3.0	北西	///	///	///
13	0.0	23.9	3.0	西北西	///	///	///
14	0.0	24.3	2.1	西	///	///	///
15	0.0	24.3	1.5	西	///	///	///
16	0.0	21.6	2.9	南西	///	///	///
17	0.0	21.2	1.1	南南西	///	///	///
18	0.0	21.2	1.3	南南東	///	///	///
19	0.5	21.3	1.3	南東	///	///	///
20	0.5	21.3	1.2	東北東	///	///	///
21	6.0	21.3	1.6	東北東	///	///	///
22	7.5	21.2	3.0	北東	///	///	///
23	0.0	21.1	1.1	南東	///	///	///
24	0.5	21.3	1.7	東	///	///	///

出典：気象庁ホームページ 過去の気象データ検索「A」1時間ごとの値を表示
<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

国土交通省
気象庁
Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ

ホーム > 各種データ・資料 > 過去の気象データ検索 > 1時間ごとの値

1時間ごとの値

一覧表

グラフ

前年 前月 前日 翌日 翌月 翌年

B 地点 20XX 年 9 月 2 日(1時間ごとの値)

時	降水量 (mm)	気温 (°C)	風速・風向(m/s)		日照 時間 (h)	雪(cm)	
			風速	風向		降雪	積雪
1	0.0	///	///	///	///	///	///
2	0.5	///	///	///	///	///	///
3	0.0	///	///	///	///	///	///
4	1.0	///	///	///	///	///	///
5	0.5	///	///	///	///	///	///
6	2.0	///	///	///	///	///	///
7	3.0	///	///	///	///	///	///
8	125	///	///	///	///	///	///
9	4.0	///	///	///	///	///	///
10	3.5	///	///	///	///	///	///
11	3.5	///	///	///	///	///	///
12	2.0	///	///	///	///	///	///
13	2.0	///	///	///	///	///	///
14	4.5	///	///	///	///	///	///
15	9.5	///	///	///	///	///	///
16	20.0	///	///	///	///	///	///
17	9.5	///	///	///	///	///	///
18	27.0	///	///	///	///	///	///
19	26.5	///	///	///	///	///	///
20	46.5	///	///	///	///	///	///
21	10.0	///	///	///	///	///	///
22	4.5	///	///	///	///	///	///
23	4.0	///	///	///	///	///	///
24	7.0	///	///	///	///	///	///

9月2日8:00～
9月3日8:00
24時間雨量
294mm

国土交通省
気象庁
Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ

ホーム > 各種データ・資料 > 過去の気象データ検索 > 1時間ごとの値

1時間ごとの値

一覧表

グラフ

前年 前月 前日 翌日 翌月 翌年

B 地点 20XX 年 9 月 3 日(1時間ごとの値)

時	降水量 (mm)	気温 (°C)	風速・風向(m/s)		日照 時間 (h)	雪(cm)	
			風速	風向		降雪	積雪
1	7.0	///	///	///	///	///	///
2	9.5	///	///	///	///	///	///
3	18.5	///	///	///	///	///	///
4	23.0	///	///	///	///	///	///
5	17.5	///	///	///	///	///	///
6	17.0	///	///	///	///	///	///
7	5.0	///	///	///	///	///	///
8	1.5	///	///	///	///	///	///
9	0.5	///	///	///	///	///	///
10	0.5	///	///	///	///	///	///
11	0.0	///	///	///	///	///	///
12	0.0	///	///	///	///	///	///
13	0.0	///	///	///	///	///	///
14	0.0	///	///	///	///	///	///
15	0.0	///	///	///	///	///	///
16	0.0	///	///	///	///	///	///
17	0.0	///	///	///	///	///	///
18	0.0	///	///	///	///	///	///
19	0.0	///	///	///	///	///	///
20	1.0	///	///	///	///	///	///
21	0.0	///	///	///	///	///	///
22	0.5	///	///	///	///	///	///
23	0.5	///	///	///	///	///	///
24	0.5	///	///	///	///	///	///

出典：気象庁ホームページ 過去の気象データ検索「B」 1時間ごとの値を表示
<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

国土交通省
気象庁
Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ

ホーム > 各種データ・資料 > 過去の気象データ検索 > 1時間ごとの値

1時間ごとの値

一覧表 グラフ

前年 前月 前日 翌日 翌月 翌年

C 地点 20XX 年 9 月 2 日(1時間ごとの値)

時	降水量 (mm)	気温 (°C)	風速・風向(m/s)		日照 時間 (h)	雪(cm)	
			風速	風向		降雪	積雪
1	13.5	22.0	2.1	東		///	///
2	4.0	21.9	1.9	東		///	///
3	3.0	21.7	2.0	東南東		///	///
4	6.0	21.8	0.8	東		///	///
5	2.0	21.8	1.5	東		///	///
6	2.5	21.7	2.4	東南東	0.0	///	///
7	8.5	22.1	1.0	東北東	0.0	///	///
8	7.5	22.4	0.8	北東	0.0	///	///
9	14.0	22.0	0.6	東	0.0	///	///
10	5.0	22.1	1.2	東	0.0	///	///
11	10.0	22.2	1.2	東北東	0.0	///	///
12	4.5	22.5	2.9	東	0.0	///	///
13	1.0	22.6	3.9	東	0.0	///	///
14	0.5	22.4	4.7	東南東	0.0	///	///
15	13.0	22.2	2.5	東南東	0.0	///	///
16	5.0	22.2	0.0	静穏	0.0	///	///
17	11.5	22.8	2.2	北北東	0.0	///	///
18	24.5	22.6	1.0	東	0.0	///	///
19	8.0	22.9	2.9	東	0.0	///	///
20	4.5	23.2	2.6	東	0.0	///	///
21	24.0	22.0	2.1	北東		///	///
22	21.0	21.6	1.6	南東		///	///
23	7.0	21.7	3.6	南東		///	///
24	16.0	21.8	0.6	東北東		///	///

9月2日8:00～
9月3日8:00
24時間雨量
282mm

国土交通省
気象庁
Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ

ホーム > 各種データ・資料 > 過去の気象データ検索 > 1時間ごとの値

1時間ごとの値

一覧表 グラフ

前年 前月 前日 翌日 翌月 翌年

C 地点 20XX 年 9 月 3 日(1時間ごとの値)

時	降水量 (mm)	気温 (°C)	風速・風向(m/s)		日照 時間 (h)	雪(cm)	
			風速	風向		降雪	積雪
1	7.5	22.1	1.3	東北東		///	///
2	4.0	22.0	4.2	東		///	///
3	8.0	21.8	2.1	東		///	///
4	11.0	21.5	3.4	北北東		///	///
5	23.5	21.3	2.1	西		///	///
6	28.0	21.3	3.4	北北東	0.0	///	///
7	23.0	21.3	1.5	南南西	0.0	///	///
8	2.0	21.4	1.5	北西	0.0	///	///
9	0.5	21.3	1.0	西北西	0.0	///	///
10	0.0	21.5	1.8	西	0.0	///	///
11	0.5	21.8	2.3	南南西	0.0	///	///
12	0.0	21.9	3.7	南南西	0.0	///	///
13	0.0	22.2	1.7	西	0.0	///	///
14	0.0	22.6	1.2	西南西	0.0	///	///
15	0.0	22.2	3.9	西	0.0	///	///
16	0.0	22.2	6.6	西	0.0	///	///
17	0.0	22.0	4.7	西北西	0.0	///	///
18	0.5	22.0	2.4	西北西	0.0	///	///
19	2.5	21.6	1.1	西南西	0.0	///	///
20	2.0	21.9	1.1	東	0.0	///	///
21	3.0	21.8	1.7	東南東		///	///
22	1.0	22.0	1.0	北東		///	///
23	0.0	22.1	1.0	北北東		///	///
24	0.0	22.2	1.9	東		///	///

出典：気象庁ホームページ 過去の気象データ検索「C」 1時間ごとの値を表示
<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

行政区域図等

(解説編- 6 ページ~)

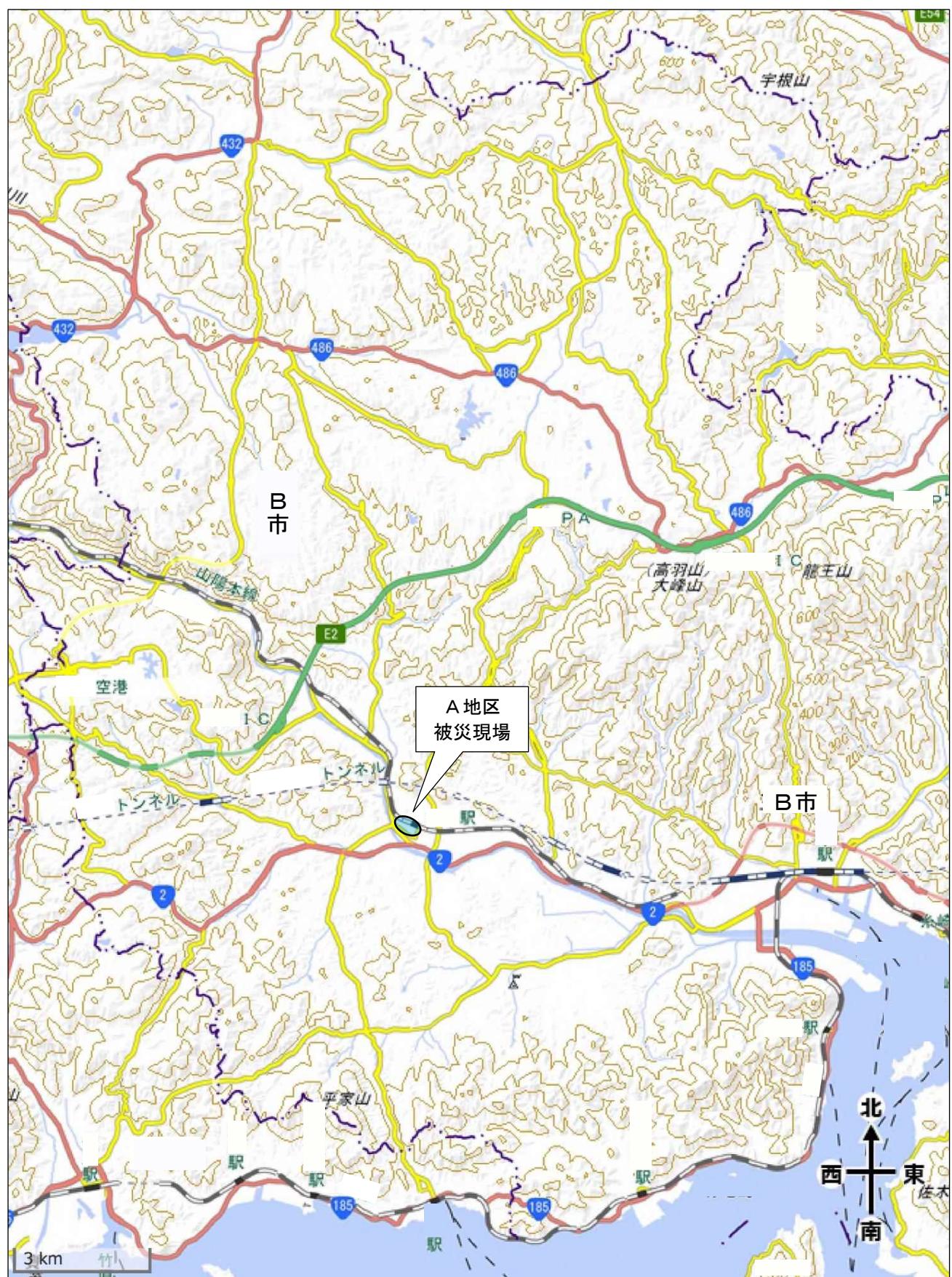


出典：国土地理院 地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>)
模擬書-20

被災写真

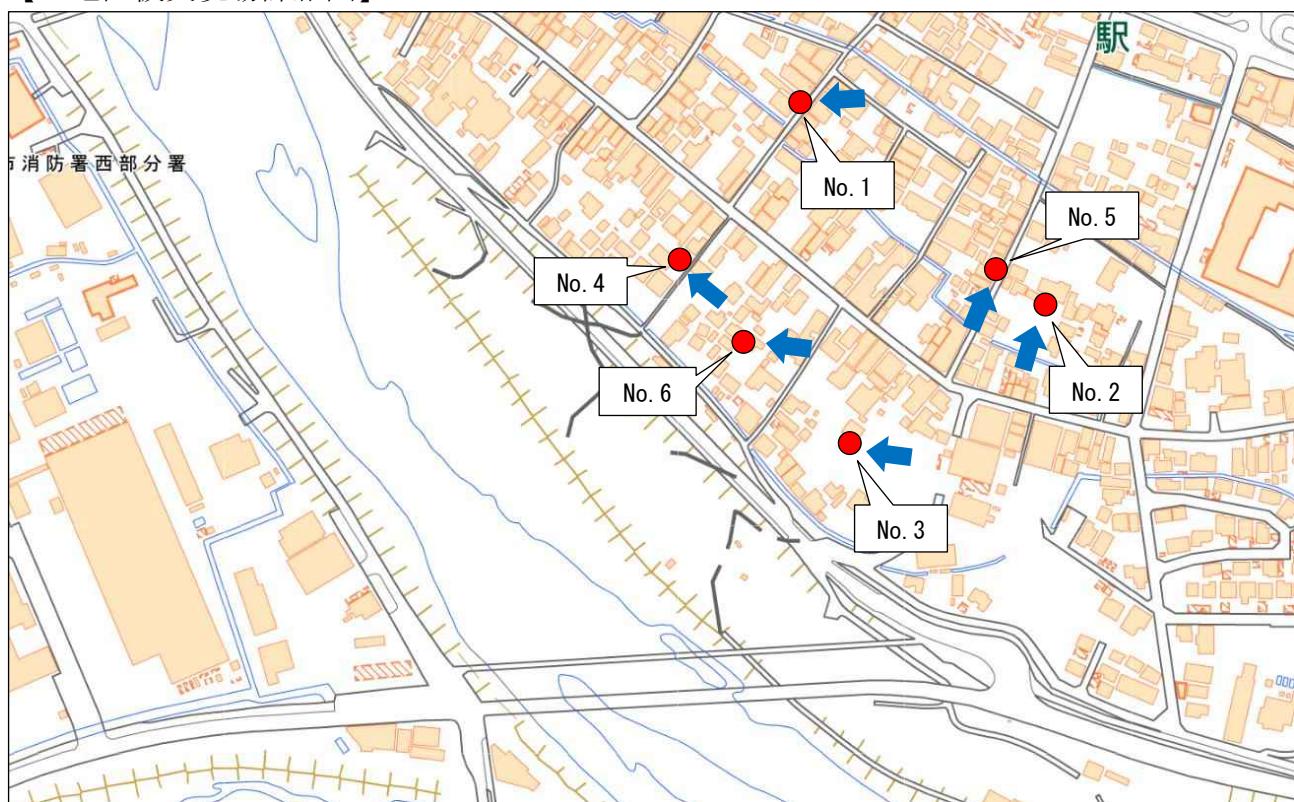
(解説編-8ページ~)

【A地区被災現場位置図】



出典：国土地理院 地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>)

【A地区被災現場詳細図】



※矢印は撮影方向

出典：国土地理院 地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>)

【A地区被災現場】



No.1

日付：令和〇年△月△日（水）

場所：〇〇町 1 丁目 7

状況：住宅地への浸水状況



No.2

日付：令和〇年△月△日（水）

場所：△△町 2 丁目 10

状況：住宅地への浸水状況



No.3

日付：令和〇年△月◇日（木）

場所：□□町 2 丁目 3

状況：住宅地への浸水状況

【A地区被災現場】



No.4

日付：令和〇年△月△日（水）

場所：△△町 4 丁目 25

状況：住宅地への浸水及び土砂

の流入。



No.5

日付：令和〇年△月◇日（木）

場所：△△町 6 丁目 5

状況：住宅地への浸水及び土砂

の流入



No.6

日付：令和〇年□月△日（月）

場所：□□町 2 丁目 12

状況：住宅地への浸水及び土砂

の流入。地表 1m 程まで
土砂が堆積する。